

3 防災対応促進事業融資と消防団協力事業所との関係

消防団協力事業所の表示を受けた場合、株主、取引銀行、住民、顧客等から「社会貢献している事業所」として認識されるほか、日本政策投資銀行で実施している防災対応促進事業融資制度において、防災対応評価の一部項目の評価対象となる。

① 防災対応促進事業 融資制度とは

防災対応促進事業 融資制度とは、日本政策投資銀行が行っている低利融資制度で、中央防災会議（内閣府）の「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表をもとに、企業の防災への取組みを格付けし、先進的な企業に対して、優遇金利で融資を行うもの。

なお、融資対象事業としては、施設の耐震化、IT を活用した業務バックアップ体制構築等、企業の防災対策に必要な事業資金全体（設備資金、非設備資金）が対象。

② 本融資と消防団協力事業所との関係

この制度では、融資にあたって、企業全体の防災への取組みが一定の水準にあるかについて評価している。消防団活動を通じて地域防災へ協力している「消防団協力事業所」として認められた企業は、この評価項目中の(10)地域連携の実施（次頁③の図参照）の評価対象となる。また、消防団協力事業所としての取組みが、防災の知識を持つ要員の確保、救急救命訓練を受けた人材確保等、企業自身の防災体制の確立にも役立つことから、(1)応急対応を中心とした防災計画の策定、(2)生命安全確保策の整備の評価対象となる可能性がある。

③ 評価の考え方

ア 内閣府自己評価項目表をベースに、先進的な取組み評価などの10前後の独自項目を加えた全64項目で構成。

イ 64項目を(1)～(12)の分野に分類。分野ごとに、必須項目を含む必要項目数を満たした場合、合格。

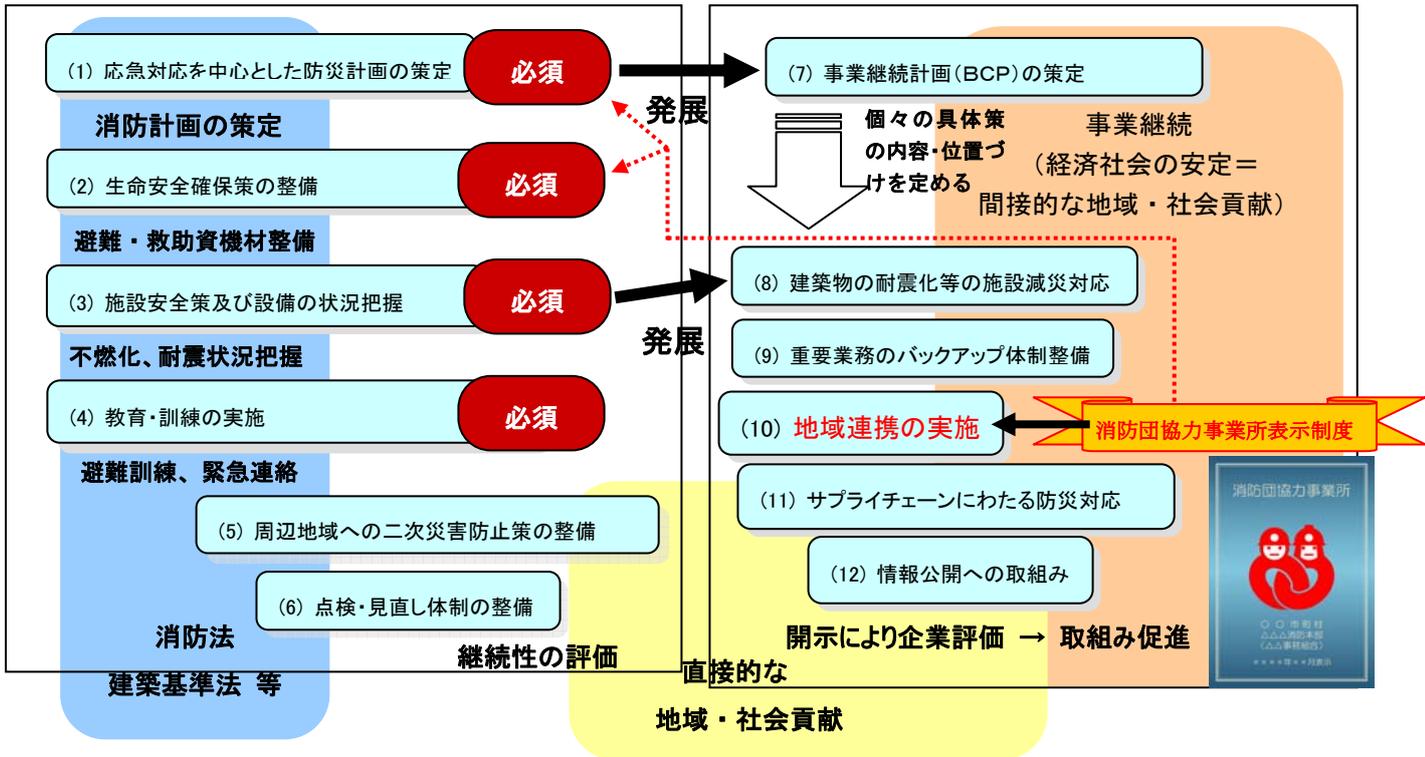
ウ 金利段階別の基準に照らして総合評価とする。

○ 最初のステージ（(1)～(6)）の要件を満たすと「優れている」として政策金利Ⅰを適用。

○ さらに次のステージ（(7)～(12)）の要件を満たすと「特に優れている」として政策金利Ⅱを適用。

政策金利 I 段階「優れている」

政策金利 II 段階「特に優れている」



④ 契約までの流れ

